

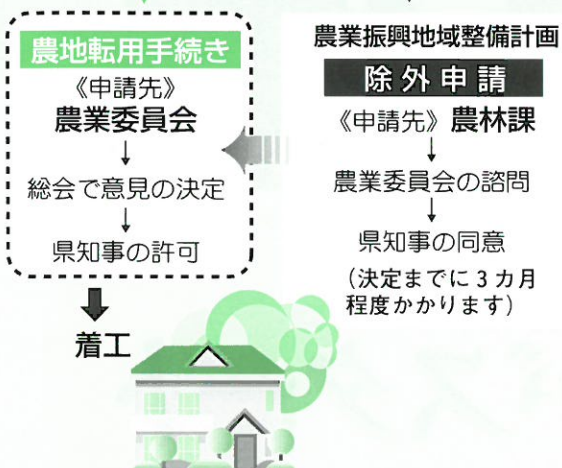
# 農地の転用手続の流れ

## ① 居宅・倉庫などを建てる場合

設置する場所は農用地区域から除外されていますか？

はい

いいえ

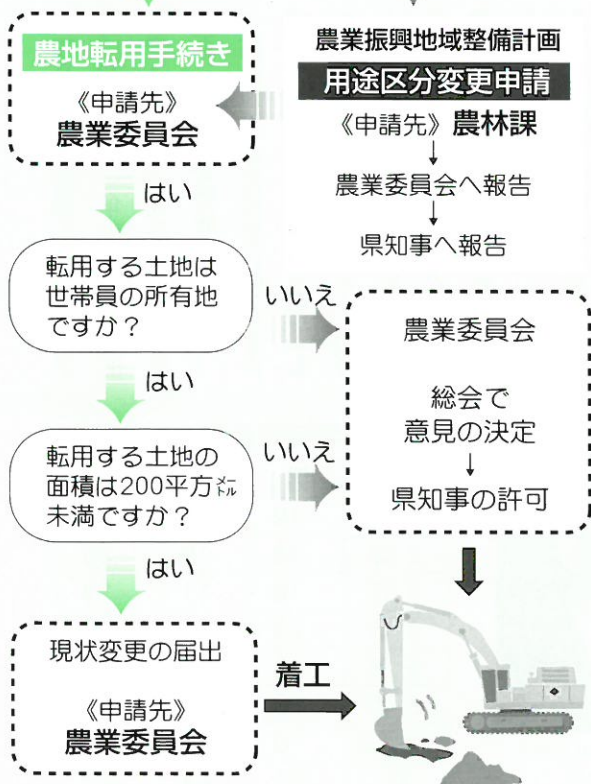


## ② 農業生産用施設、たい肥舎などを建てる場合

設置する場所は農用地区域から除外されていますか？

はい

いいえ



### ■農用地区域の確認

たい肥舎などの農業用施設を農用地区域内の農地に建てる場合には、用途区分変更（軽微変更）の申し出が必要です。

軽微変更や農振除外の予定がある方は、その土地が農用地区域に指定されているかを確認してください。農用地区域に指定されていない場合は、この手続きは不要です。

### ■申し出の受付期間

- ① 軽微変更：五月九日(月)から五月三十一日(水)まで
- ② 農振除外：五月十六日(月)から六月十五日(水)まで

### ■提出書類

- ① 農用地利用計画変更申出書
- ② 公図（申請地の地番や地目、隣接地の状況を表示した図面）
- ③ 位置図（申請地の位置や付近の状況がわかる地図）
- ④ 事業計画の概要、配置図など

### ■提出・問い合わせ先

農林課農政係（☎役場内線一四五）

受付期間を過ぎると見直しが始まり、決定公告までの間は個別の計画変更ができなくなります。本年度に農業用施設を建てる場合は、現在の整備計画での軽微変更となります。申し出が遅れると、本年度中に着工できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

## 農地の転用には許可が必要です



農地の転用とは、農地を住宅や倉庫の用地、資材置場、駐車場など農地以外の土地に変える行為です。次のような場合は、農業委員会で手続きが必要です。

- 自分の農地を自分が転用する場合  
農地法第4条許可申請
- 農地を買ったり、借りたりして転用する場合  
農地法第5条申請  
\* 許可を受けずに無断で転用すると、所有権の移転や地目変更登記などができなくなります。
- 農地を農地のままで売買、貸し借りする場合  
農地法第3条許可申請  
\* 農地を譲り受ける方が、申請地を含めて50アール以上の農地を耕作していなければ許可できません。
- 農地として有効利用するため埋め立て工事をする場合  
農地の現状変更届

詳しくは、農業委員会（☎役場内線251）へお問い合わせください。